

平成29年 4月10日

保護者様

岐阜県立羽島高等学校
学校長 鈴木 彰

非常変災時における保護者による生徒の迎えについて

見出しの件につきましては、下記のようにお願いします。

記

- 1 正門（東門）から敷地内に入り、北舎の北側で生徒を乗車させ、体育館北側及び西側を通り、西門から敷地外に出る一方通行を原則とする。
(※下の図の通り)
- 2 学校周辺の冠水等により、西門から出られない場合は、教職員の指示に従い北舎北側で折り返し、正門から敷地外に出る通行とする。
- 3 校内は通路が狭いので、徒歩や自転車で下校する生徒に充分注意し学校敷地内は最徐行運転とする。
- 4 学校周辺の地域住民の方に配慮し、公道での停車・駐車ならびに生徒の乗車は一切行わない。
- 5 学校周辺が冠水等の理由により、自家用車で近づけない場合は別途連絡する。

※なお、通常時における敷地内への自家用車の乗り入れは、特別な場合（保護者懇談等・事故・怪我及び病気）を除いて、認めません。

